法令及び定款に基づく
インターネット開示事項

連　結　注　記　表

個　別　注　記　表

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

因幡電機産業株式会社

上記各事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.inaba.co.jp）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び連結子会社の名称

・連結子会社の数　　４社

・連結子会社の名称

㈱パトライト

SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.

PT.PATLITE INDONESIA

アイティエフ㈱

②非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

・非連結子会社の名称

PATLITE (U.S.A.) Corporation

PATLITE Europe GmbH

PATLITE (SINGAPORE) PTE LTD

派特莱電子（上海）有限公司

PATLITE KOREA CO.,LTD.

PATLITE TAIWAN CO.,LTD.

PATLITE (THAILAND) CO.,LTD.

PATLITE Mexico,S.A.de C.V.

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありました㈱山根電業社は、当連結会計年度に保有する全ての株式を売却したため、非連結子会社から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

NISHIDEN (MALAYSIA) SDN.BHD.

PATLITE (U.S.A.) Corporation

PATLITE Europe GmbH

PATLITE (SINGAPORE) PTE LTD

派特莱電子（上海）有限公司

PATLITE KOREA CO.,LTD.

PATLITE TAIWAN CO.,LTD.

PATLITE (THAILAND) CO.,LTD.

PATLITE Mexico,S.A.de C.V.

②持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

なお、前連結会計年度において持分法を適用しない非連結子会社でありました㈱山根電業社は、当連結会計年度に保有する全ての株式を売却したため、持分法を適用しない非連結子会社から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、１月１日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ）有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ….時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。

ロ）棚卸資産

商品……主として移動平均法による原価法を採用しております。

製品・原材料 ……主として総平均法による原価法を採用しております。

なお、連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ）有形固定資産

（リース資産を除く）……定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社の1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……15年～50年

機械装置及び運搬具…６年～12年

工具、器具及び備品…２年～10年

ロ）無形固定資産

（リース資産を除く）……自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ）貸倒引当金 ……売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ）賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ）役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ）製品保証引当金……販売した製品に関する補修費用の支出に備えるため、今後支出が見込まれる金額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ）電設資材事業

電設資材事業においては、電線ケーブル類、照明器具、受配電機器等の卸販売を行っております。電設資材販売店等へ汎用品を卸売りする取引については、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であると判断していることから、出荷時に収益を認識しております。電気工事業者等が必要とする電設資材を個別に調達し直接販売している取引については、顧客に検収された時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に検収された時点で収益を認識しております。

ロ）産業機器事業

産業機器事業においては、制御機器、電子部品、ＦＡ関連機器等の卸販売を行っております。出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であると判断していることから、通常は出荷時に収益を認識しております。納品後の動作確認や設定作業等が必要な場合は、顧客に検収された時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に検収された時点で収益を認識しております。

ハ）自社製品事業

自社製品事業においては、空調用被覆銅管、空調配管化粧カバー、表示灯、回転灯等の製造販売を行っております。自社製品事業における製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であると判断していることから、出荷時に収益を認識しております。

これらの収益のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

同一の顧客と複数の契約を締結している場合は、各契約の締結時期や各契約における対価の相互依存性等を評価し、関連する契約を結合したうえで収益を認識しております。

また、リベートを付して販売する場合、取引価格は、契約において顧客と約束された対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しております。

なお、取引の対価は、主として履行義務の充足時点から１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

２．会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

②同一の顧客と複数の契約を締結している取引に係る収益認識

同一の顧客と複数の契約を締結している場合について、従来は個々の契約単位で収益を認識しておりましたが、各契約の締結時期や各契約における対価の相互依存性等を評価し、関連する契約を結合したうえで収益を認識する方法に変更しております。

③変動対価が含まれる取引に係る収益認識等

リベート及び売上割引について、従来はそれぞれ売上原価及び営業外費用に計上しておりましたが、顧客との契約において約束された対価からリベート及び売上割引の見積金額を控除する方法に変更しております。また、仕入割引については、従来は営業外収益に計上しておりましたが、仕入から控除して処理しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「前受金」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は20,957百万円減少、売上原価は20,562百万円減少、営業利益は395百万円減少、営業外収益は1,029百万円減少、営業外費用は1,395百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ29百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は25百万円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

３．表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「為替差益」は41百万円であります。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「営業外費用」の「その他」に含まれる「保険解約損」は15百万円であります。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　21,247百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高　　20百万円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	56,419千株	－千株	－千株	56,419千株
合計	56,419千株	－千株	－千株	56,419千株
自己株式				
普通株式	773千株	659千株	504千株	928千株
合計	773千株	659千株	504千株	928千株

(注) １．普通株式の自己株式の株式数の増加659千株は、2021年11月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加299千株、2022年２月28日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加360千株、単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

２．普通株式の自己株式の株式数の減少504千株は、ストックオプションの権利行使に伴う自己株式の交付による減少504千株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年６月18日開催の第73期定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類　　普通株式
・配当金の総額　　2,782百万円
・１株当たり配当金額　　50円
・基準日　　2021年３月31日
・効力発生日　　2021年６月21日

2021年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類　　普通株式
・配当金の総額　　2,797百万円
・１株当たり配当金額　　50円
・基準日　　2021年９月30日
・効力発生日　　2021年12月１日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年６月24日開催予定の第74期定時株主総会において次のとおり付議予定であります。

・株式の種類　　普通株式
・配当金の総額　　3,329百万円
・１株当たり配当金額　　60円
・基準日　　2022年３月31日
・効力発生日　　2022年６月27日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

2015年７月31日取締役会決議分
・目的となる株式の種類　普通株式
・目的となる株式の数　116,200株

2016年７月29日取締役会決議分
・目的となる株式の種類　普通株式
・目的となる株式の数　197,600株

2017年７月31日取締役会決議分
・目的となる株式の種類　普通株式
・目的となる株式の数　412,800株

2018年７月30日取締役会決議分
・目的となる株式の種類　普通株式
・目的となる株式の数　633,000株

2019年７月31日取締役会決議分
・目的となる株式の種類　普通株式
・目的となる株式の数　851,200株

2020年７月31日取締役会決議分
（権利行使期間の初日が到来しておりません。）
・目的となる株式の種類　普通株式
・目的となる株式の数　536,000株

2021年７月30日取締役会決議分
（権利行使期間の初日が到来しておりません。）
・目的となる株式の種類　普通株式
・目的となる株式の数　514,000株

（注）当社は、2019年12月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。上記の普通株式につきましては、当該株式分割後の株式数で算出しております。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については自己資金で賄っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について、財務部及び各営業担当統括部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の１ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、後述の「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものはありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
投資有価証券	15,177	15,177	－
資産計	15,177	15,177	－
デリバティブ取引	－	－	－

（注１）市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場会社	1,815

（注２）金銭債権及び満期のある投資有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
現金及び預金	77,568	－	－	－
受取手形	6,993	－	－	－
売掛金	65,605	－	－	－
電子記録債権	23,133	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
（１） 債券（社債）	－	－	500	－
（２） その他	1,100	－	－	－
合計	174,402	－	500	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル１ （百万円）	レベル２ （百万円）	レベル３ （百万円）	合計 （百万円）
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,527	－	－	13,527
社債	－	498	－	498

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表に含めておりません。

連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産1,151百万円であります。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプット説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

７．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	電設資材事業	産業機器事業	自社製品事業	
顧客への出荷時に認識する収益	116,589	33,204	61,271	211,065
顧客による検収時に認識する収益	77,334	671	－	78,006
顧客との契約から生じる収益	193,923	33,876	61,271	289,071
外部顧客への売上高	193,923	33,876	61,271	289,071

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4)会計方針に関する事項　⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	86,354
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	95,733
契約資産（期首残高）	47
契約資産（期末残高）	26
契約負債（期首残高）	491
契約負債（期末残高）	631

契約資産は、主に同一の顧客と複数の契約を締結している場合について、関連する契約を結合したうえで認識した収益に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客との契約に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、449百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
１年以内	22,561
１年超	11,750
合計	34,311

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,531.73円

(2) １株当たり当期純利益　220.06円

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は､全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

商品……移動平均法による原価法を採用しております。

製品……総平均法による原価法を採用しております。

原材料……総平均法による原価法を採用しております。

貯蔵品……最終仕入原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）……定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……15年～50年

機械及び装置…… ７年～12年

工具、器具及び備品‥ ２年～10年

②無形固定資産

（リース資産を除く）……自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①電設資材事業

電設資材事業においては、電線ケーブル類、照明器具、受配電機器等の卸販売を行っております。電設資材販売店等へ汎用品を卸売りする取引については、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であると判断していることから、出荷時に収益を認識しております。電気工事業者等が必要とする電設資材を個別に調達し直接販売している取引については、顧客に検収された時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に検収された時点で収益を認識しております。

②産業機器事業

産業機器事業においては、制御機器、電子部品、ＦＡ関連機器等の卸販売を行っております。出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であると判断していることから、通常は出荷時に収益を認識しております。納品後の動作確認や設定作業等が必要な場合は、顧客に検収された時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に検収された時点で収益を認識しております。

③自社製品事業

自社製品事業においては、空調用被覆銅管、空調配管化粧カバー、表示灯、回転灯等の製造販売を行っております。自社製品事業における製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であると判断していることから、出荷時に収益を認識しております。

これらの収益のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
同一の顧客と複数の契約を締結している場合は、各契約の締結時期や各契約における対価の相互依存性等を評価し、関連する契約を結合したうえで収益を認識しております。
また、リベートを付して販売する場合、取引価格は、契約において顧客と約束された対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しております。
なお、取引の対価は、主として履行義務の充足時点から１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。
なお、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

２．会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識
顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

②同一の顧客と複数の契約を締結している取引に係る収益認識
同一の顧客と複数の契約を締結している場合について、従来は個々の契約単位で収益を認識しておりましたが、各契約の締結時期や各契約における対価の相互依存性等を評価し、関連する契約を結合したうえで収益を認識する方法に変更しております。

③変動対価が含まれる取引に係る収益認識等
リベート及び売上割引について、従来はそれぞれ売上原価及び営業外費用に計上しておりましたが、顧客との契約において約束された対価からリベート及び売上割引の見積金額を控除する方法に変更しております。また、仕入割引については、従来は営業外収益に計上しておりましたが、仕入から控除して処理しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は21,198百万円減少、売上原価は20,800百万円減少、営業利益は398百万円減少、営業外収益は1,025百万円減少、営業外費用は1,394百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ29百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は25百万円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。
なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

損益計算書
前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。
なお、前事業年度の「営業外費用」の「その他」に含まれる「保険解約損」は15百万円であります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　14,343百万円
(2) 受取手形裏書譲渡高　20百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
　短期金銭債権　1,130百万円
　短期金銭債務　200百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
　売上高　3,262百万円
　仕入高　4,077百万円
　その他の営業取引高　12百万円
　営業取引以外の取引高　475百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	773千株	659千株	504千株	928千株

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加659千株は、2021年11月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加299千株、2022年2月28日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加360千株、単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。
　　２．普通株式の自己株式の株式数の減少504千株は、ストックオプションの権利行使に伴う自己株式の交付による減少504千株であります。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	賞与引当金	1,644百万円
	未払事業税	231百万円
	未払社会保険料	168百万円
	棚卸資産評価損	196百万円
	投資有価証券評価損	36百万円
	減損損失	148百万円
	その他	156百万円
	繰延税金資産合計	2,582百万円
繰延税金負債	有価証券評価差額金	2,122百万円
	その他	3百万円
	繰延税金負債合計	2,125百万円
	繰延税金資産の純額	457百万円

８．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用自動車及び事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

９．関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱パトライト（注）1	（所有）直接 100	資金の援助 役員の兼任	資金の回収	500	関係会社長期貸付金	3,700
				利息の受取	38	未収入金	3
子会社	㈱山根電業社（注）2	（所有）直接 100	役員の兼任	配当金の受取	294	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．㈱パトライトに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

２．受取配当金は関係会社の利益剰余金をベースに、両社協議のうえ決定しております。

(2)役員及び個人主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	守谷　承弘	当社 代表取締役 会長	（被所有）直接 0.21	当社株主及び代表取締役	ストックオプションの権利行使	31	－	－
役員	喜多　肇一	当社 代表取締役 社長	（被所有）直接 0.08	当社株主及び代表取締役	ストックオプションの権利行使	11	－	－
役員	田代　浩明	当社 取締役	（被所有）直接 0.02	当社株主及び取締役	ストックオプションの権利行使	11	－	－
役員	岩倉　広幸	当社 取締役 常勤監査等委員	（被所有）直接 0.03	当社株主及び取締役 常勤監査等委員	ストックオプションの権利行使	20	－	－

（注）１．2015年７月31日開催の取締役会、2016年７月29日開催の取締役会、及び2017年７月31日開催の取締役会の決議に基づき発行したストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

２．岩倉広幸氏のストックオプションの権利行使は、当社取締役であった時に付与されたものの行使であります。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,516.99円

(2) １株当たり当期純利益　206.96円